

身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱

第一章 総則

(趣旨)

第1条 県は、ヒートアイランド対策の推進及び潤いと安らぎのある埼玉県の実現を図るため、駐車場の緑化（以下、駐車場緑化）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

一 駐車場緑化

芝その他の地被植物及び踏圧緩和用補助資材を組み合わせる行う、屋外駐車場の駐車スペース・車止め部分等における緑化で、駐車区画の緑被率が50%以上のものをいう。

二 緑化計画届出制度等の対象区域

次の各号に定める区域

イ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）第26条及び第26条の2に該当する区域

ロ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に該当する区域

ハ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項の規定により定められた緑化地域及び同法第39条第2項の地区計画等緑化率条例により緑化率の最低限度が定められた区域

ニ 前号に定めるもののほか、市町村が定める緑化率に関する条例により緑化率の最低限度が定められた区域

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の申請をすることができる者は、原則として、埼玉県内において駐車場の緑化を実施する民間施設所有者及び市町村長で、その後の適正な維持管理ができるものとする。

2 前項の規定による者で、過去に「彩の国みどりの基金」を活用した補助金で駐車場緑化を実施したことがあるものについては、同一の駐車場に対する補助の申請をすることができないものとする。

3 第1項の規定による者で、当該年度にこの補助金を別表の補助限度額まで受けた者については、補助の申請をすることができないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）

四 法人にあっては、代表者又は役員のうち前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、別表のとおりとする。ただし、交付の日の属する年度内に完了する事業に限る。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 緑化事業に要する緑化資材費、施工費及び諸経費（ただし、20千円/㎡×補助率までの額とする。）
- 二 「彩の国みどりの基金」を活用した事業である旨が分かる案内板設置に要する経費

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助対象外事業及び経費)

第7条 次の各号に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- 一 コインパーキング、月極駐車場等の専ら駐車料金の徴収を行う駐車場の緑化事業
 - 二 既に駐車場緑化工事に着手している事業
 - 三 国又は地方公共団体の他の補助制度等の適用を受ける事業
 - 四 その他駐車場の緑化の趣旨に反すると認められる事業
- 2 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。
- 一 緑化計画届出制度等の対象区域にあつて、法令等に定める緑化基準の範囲内で行う緑化に要する経費（ただし、駐車場緑化を行う面積の合計が500㎡以上の場合はこの限りでない。）
 - 二 駐車区画以外の整備に要する経費
 - 三 事業に係る一般事務費、土地購入費、設計費、設計監理料及び申請料等の経費
 - 四 その他事業の直接的費用と認めがたい経費

第二章 補助金の交付の申請及び決定

(交付手続等)

第8条 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）及び、事業計画書（様式第2号）を、毎年度定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 事業実施予定施設の位置図
 - 二 緑化する駐車場の配置、緑化面積及び緑化率を説明する書類
 - 三 緑化工事に係る見積書等の写し
 - 四 緑化工事に係る土地の登記事項全部証明書
 - 五 緑化工事に係る土地の賃貸契約書の写し及び承諾書（自己所有の場合は不要）

- 六 過去3年度分の県税の納税証明書
- 七 事業実施にあたり必要な許認可等書類の写し
- 八 その他知事が必要と認めるもの

(交付決定の通知)

第10条 知事は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第3号）を速やかに申請者に通知するものとする。

- 一 補助金の交付決定の内容
- 二 補助金の交付の条件

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第4号）を速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第11条 前条第1項の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に定める変更が生じる場合は、速やかに事業変更（中止・廃止）承認等申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付申請額の増額は認めない。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）
- 二 補助事業の中止又は廃止

2 前項第一号に係る申請書には、事業変更計画書（様式第6号）を添付しなければならない。

(変更等の承認)

第12条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、事業変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第7号）により補助事業者に通ずるものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附するものとする。

第三章 補助事業の遂行等

(状況報告)

第13条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況について、知事に報告しなければならない。

(指示書の通知)

第14条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第8号）により、補助事業者に改善を指示するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業に要した費用に係る支出が完了したときは、知事が

定めるところにより、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 補助事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し
 - 二 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
 - 三 緑化工事に係る完成図（設計値と実測値の比較ができる図面）
 - 四 補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中及び施工後の写真）
 - 五 工事竣工届、業務完了届又は納品書の写し
 - 六 その他知事が必要と認めるもの
- 3 第1項による報告書の提出期限は、補助事業に要した費用に係る支出が完了した日から30日以内、又は3月末日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る緑化事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうか調査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第17条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、交付請求書（様式第11号）により知事に補助金の請求をするものとする。
- 2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第四章 補助金の返還等

（決定の取消し等）

第18条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、取消通知書（様式第12号）を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第19条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書（様式第13号）により、その返還を命ずるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、補助金返還命令書に規定された期限内に補助金の返還を行わなければならない。

第五章 雑則

（財産の処分の制限）

- 第20条 規則第19条第2号に規定するその他知事が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した芝生その他の地被植物、踏圧緩和用補助資材、給排水設備等及び備品とする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間とする。

- 3 補助事業者は、規則第 19 条に定める知事の承認を受ける場合、財産処分承認申請書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による処分承認申請書の提出を受けた場合においては、処分内容及び処分理由を審査して承認の可否を決定し、財産処分承認等通知書（様式第 15 号）により補助事業者に通知するものとする。

（維持管理）

- 第 21 条 補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から最低 5 年間は当初の機能を維持存続しなければならない。ただし、天災地変等によりやむを得ないと知事が認める場合については、この限りでない。
- 2 補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前項に定めるほか、知事の請求があった場合は、知事が別に定める期日までに維持管理状況報告書（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。

（書類の整備等）

- 第 22 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（情報公開等）

- 第 23 条 補助事業者は、補助事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。
- 2 補助事業者は、知事が実施するみどりの創出に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該事業が「彩の国みどりの基金」を活用した事業である旨がわかる案内板を設置しなければならない。なお、案内板の大きさは B 4 サイズ（257mm×364mm）以上とする。

（その他）

- 第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 10 日から施行する。

別表

補助対象事業	対象駐車場	対象面積	補助率		補助限度額
駐車場緑化事業	緑化計画届出制度等の対象区域内の駐車場	500㎡以上	緑化基準超	10/10	10,000 千円
			緑化基準内 ※	1/2	
	50㎡以上 500㎡未満	2/3			
	上記以外の 駐車場			50㎡以上	

※ 「緑化基準超」を緑化する場合のみ、補助対象とする。

様式第1号（第9条関係）

平成 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

申請者名

代表者名

印

身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付申請書

下記のとおり、身近なみどり駐車場緑化事業補助金の交付を受けたいので、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 様式第2号のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施予定施設の位置図
 - (2) 緑化する駐車場の配置、緑化面積及び緑化率を説明する書類
 - (3) 緑化工事に係る見積書等の写し
 - (4) 緑化工事に係る土地の登記事項全部証明書
 - (5) 緑化工事に係る土地の賃貸契約書の写し及び承諾書（自己所有の場合は不要）
 - (6) 過去3年度分の県税の納税証明書
 - (7) 事業実施にあたり必要な許認可等書類の写し
 - (8) その他知事が必要と認めるもの

様式第2号（第9条関係）

事業計画書

【基本項目】

申請者名及び代表者職・氏名	
申請者の所在地	〒
補助事業を実施する駐車場の名称	
補助事業を実施する駐車場の所在地	〒
事業実施担当者 所属・職・氏名	(所属) (職) (氏名)
事業実施担当者連絡先	(電話番号) (FAX番号) (電子メール)

【補助事業を実施する駐車場の概要】

所有者	
駐車区画数	区画
利用形態	
主な駐車時間帯	
駐車率（駐車台数／全区画数）	(平日)：日中 %、夜間 % (休日)：日中 %、夜間 %

【緑化計画届出状況】（該当する区域の場合のみ記入）

緑化率条例等の名称	
届出年月日	平成 年 月 日
敷地面積	m ²
緑化基準面積	m ²
緑化届出面積	m ²
補助事業完了後の緑化面積	m ²

【補助事業の内容】

事業費総額	金 円	
補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	金 円	
単位面積 (m ²) 当たり金額	金 円/m ²	
補助申請面積	m ²	
補助申請面積の内訳 (該当する区域のみ記入)	緑化基準超 m ²	緑化基準内 m ²
1区画当たりの緑被率	%	
地被植物の種類		
補助資材の種類		
灌水設備の有無		
補助事業の実施予定期間 ※工事着手から事業費の 支払完了までの期間	(着工) : 平成 年 月 日 (完了) : 平成 年 月 日	
施工予定業者名		

【維持管理の方法】

維持管理予定者名	
内容及び頻度 (項目別に記入)	

様式第3号（第10条関係）

番
平成 年 月 日

申請者様

埼玉県知事 印

身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった身近なみどり駐車場緑化事業補助金については、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助事業の内容
平成 年 月 日付けで申請のあった身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付申請書のとおり
- 3 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 知事の承認なく補助事業により取得した財産を処分してはならない。
 - (5) 補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書を知事に提出するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
 - (6) 補助事業の実施に当たっては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）及び身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第4号（第10条関係）

番
平成 年 月 日

申請者様

埼玉県知事 印

身近なみどり駐車場緑化事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった身近なみどり駐車場緑化事業補助金については、下記の理由により補助しないことを決定しましたので、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 理由

様式第5号（第11条関係）

平成 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

補助事業者名

代表者名

印

身近なみどり駐車場緑化事業変更（中止・廃止）承認等申請書

平成 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）をしたいので、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添 付 書 類

様式第6号（第12条関係）

事業変更計画書

【基本項目】

申請者名及び代表者職・氏名	
申請者の所在地	〒
補助事業を実施する駐車場の名称	
補助事業を実施する駐車場の所在地	〒
事業実施担当者 所属・職・氏名	(所属) (職) (氏名)
事業実施担当者連絡先	(電話番号) (FAX番号) (電子メール)

【補助事業を実施する駐車場の概要】

所有者	
駐車区画数	区画
利用形態	
主な駐車時間帯	
駐車率（駐車台数／全区画数）	(平日)：日中 %、夜間 % (休日)：日中 %、夜間 %

【緑化計画届出状況】（該当する区域の場合のみ記入）

緑化率条例等の名称	
届出年月日	平成 年 月 日
敷地面積	m ²
緑化基準面積	m ²
緑化届出面積	m ²
補助事業完了後の緑化面積	m ²

【補助事業の内容】

事業費総額	金 円	
補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	金 円	
単位面積 (m ²) 当たり金額	金 円/m ²	
補助申請面積	m ²	
補助申請面積の内訳 (該当する区域のみ記入)	緑化基準超 m ²	緑化基準内 m ²
1区画当たりの緑被率	%	
地被植物の種類		
補助資材の種類		
灌水設備の有無		
補助事業の実施予定期間 ※工事着手から事業費の 支払完了までの期間	(着工) : 平成 年 月 日 (完了) : 平成 年 月 日	
施工予定業者名		

【維持管理の方法】

維持管理予定者名	
内容及び頻度 (項目別に記入)	

※変更箇所を赤字として下さい。

様式第7号（第12条関係）

番
平成 年 月 日 号

補助事業者様

埼玉県知事 印

身近なみどり駐車場緑化事業変更（中止・廃止）承認等通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった身近なみどり駐車場緑化事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しました（しません）ので、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

- 1 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません
- 2 交付決定変更の内容
- 3 変更承認の条件

様式第8号（第14条関係）

番
平成 年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事 印

身近なみどり駐車場緑化事業の遂行に係る指示書

平成 年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定をした事業の遂行について、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり改善を指示します。

記

1 施設の名称

2 改善を要する事項

3 改善期日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地
補助事業者名
代表者名

印

身近なみどり駐車場緑化事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、下記のとおり補助事業が完了しましたので、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により報告します。

記

1 駐車場の名称

2 着手及び完了年月日 着手年月日 平成 年 月 日
完了年月日 平成 年 月 日

3 補助事業に要した費用

支出実績額 金 円
補助金充当額 金 円(交付決定額 金 円)

4 添付書類

- (1) 補助事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し
- (2) 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- (3) 緑化工事に係る完成図（設計値と実測値の比較ができる図面）
- (4) 補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中及び施工後の写真）
- (5) 工事竣工届、業務完了届又は納品書の写し
- (6) その他知事が必要と認めるもの

様式第 10 号（第 16 条関係）

番
平成 年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事 印

身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付けで報告された身近なみどり駐車場緑化事業実績報告書は、適正と認められるため、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第 11 号（第 17 条関係）

平成 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

補助事業者名

代表者名

印

身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号にて身近なみどり駐車場緑化事業補助金
交付額確定通知を受けましたので、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第 17
条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

金融機関名	銀行 信用金庫	本店 支店
口座番号	(普通・当座)	
名義(かたが)		

※ 補助事業者名義の口座に限る。

様式第 12 号（第 18 条関係）

番 号
平成 年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事 印

身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定をした身近なみどり駐車場緑化事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 16 条第 1 項の規定により交付決定を取り消すことを決定したので、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第 18 条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 取消理由

様式第 13 号（第 19 条関係）

番 号
平成 年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事 印

身近なみどり駐車場緑化事業補助金返還命令書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した身近なみどり駐車場緑化事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 17 条第 1 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 返還期限 平成 年 月 日

様式第 14 号（第 20 条関係）

平成 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

補助事業者名

代表者名

印

身近なみどり駐車場緑化事業補助金に係る財産処分承認申請書

身近なみどり駐車場緑化事業補助金により取得した下記の財産を処分したいので、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定により申請します。

記

1 交付決定日及び文書番号

2 施設の名称

3 処分しようとする財産

4 処分の内容

5 処分の理由

6 処分予定年月日 平成 年 月 日

様式第 15 号（第 20 条関係）

番
平成 年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事 印

身近なみどり駐車場緑化事業補助金に係る財産処分承認等通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった身近なみどり駐車場緑化事業補助金に係る財産処分については、承認しました（しません）ので、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第 20 条第 4 項の規定により通知します。

1 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません

様式第 16 号（第 21 条関係）

平成 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

補助事業者名

代表者名

印

身近なみどり駐車場緑化事業維持管理状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業の維持管理状況を、身近なみどり駐車場緑化事業補助金交付要綱第 21 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

施設名称	
補助内容	
補助年度	
維持管理者名	
維持管理状況 (頻度、時期及び内容)	

※維持管理状況の写真を添付すること